

新潟空港遠隔地域バス借上助成金交付要綱

(目的及び趣旨)

第1条 新潟空港整備推進協議会(以下「空整協」という。)は、新潟空港の利用圏域の拡大と路線の利用促進を図るため、新潟空港を発着する定期路線及び国際チャーター便を利用して目的地に向かう旅行団体が、出発地と新潟空港との間を往復するため、バス等を借り上げる費用の一部を助成する。

(助成対象事業者)

第2条 助成対象事業者は、日本国内に事業所が所在する、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新潟空港利用の旅行商品を取り扱う旅行会社
- (2) 新潟空港発着の定期路線運航会社

(助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、助成金申請日以降に旅行会社が募集又は受注するもので、次に掲げる事業とする。

- (1) 新潟空港国際線利用団体バス借上助成事業

新潟空港から概ね70km以遠の地域からの、新潟空港発着の国際線(海外との乗り継ぎを行う国内線も含む)及び国際チャーター便を往復とも利用する、各年度の4月1日から翌年3月31日までの間に出発し、帰着する旅行のための新潟空港へのバス等を借り上げる費用の一部を助成する。

- (2) 新潟空港国内線利用団体バス借上助成事業

新潟空港から概ね70km以遠の地域からの、新潟空港発着の国内線を往復とも利用する、各年度の12月1日から翌年3月31日までの間に出発し、帰着する旅行のための新潟空港へのバス等を借り上げる費用の一部を助成する。

(申請受付期間)

第4条 申請受付期間は、対象旅行の出発日を以下のとおり期間を区切り申請受付を行い、各期間の予算配分の範囲内で助成を行う。

各期間の申請受付期間は、別途定めるものとする。

第1期： 4月～ 8月

第2期： 9月～11月

第3期： 12月～ 3月

(交付額)

第5条 助成金の交付額は、バス等の借上費用の3分の1の額とする。

- 2 バス等の借上台数は4台までとし、1台目は8万円、2台目から4台目は4万円を上限とする。
- 3 旅行代金には、助成額(バスの借上代金の3分の1相当額)を含めないこととし、利用者の負担軽減を図ること。
- 4 空整協会長は予算の範囲内で助成金を交付するものとし、予算額を超過する申請があった場合は交付額の調整を行うことができる。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書(別記第1号様式)を空整協会長に提出するものとする。

- 2 前項の助成金交付申請書は、空整協事務局(新潟市中央区万代島5番1号新潟商工会議所内)において受理する。

(助成金の交付決定)

第7条 空整協会長は、前条に規定する助成金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、下記(1)～(3)全てに該当すると認めたときは助成金の交付を決定し、その旨を通知するものとする。

- (1) 旅行団体の人数が10人以上(添乗員等を除く)であること。
- (2) バスの利用者が新潟空港を発着する定期路線又は国際チャーター便を往復利用すること。
- (3) バス等を借り上げる費用について、本事業のほか、空整協又はその他の団体等が実施する助成事業(以下「他の助成事業」という。)を利用してないこと。なお、本事業への申請者と他の助成事業への申請者が異なる場合であっても、同一の旅行に係る申請である場合は、他の助成事業を利用しているものとみなす。

(事業の中止)

第8条 事業を中止するときは、様式第2号に理由を記載し、すみやかに空整協会長に提出しなければならない。

(実績報告及び助成金請求)

第9条 事業が完了したときは、速やかに実績報告書(別記第3号様式)及び助成金請求書(別記第4号様式)を空整協会長に提出しなければならない。

(交付金額の確定及び交付)

第 10 条 空整協会長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、その旨を通知するものとする。

2 空整協会長は前項の確定を行ったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第 11 条 空整協会長は、次の各号の何れかに該当すると認められた場合は、交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成事業が中止されたとき。

(2) 期間内に事業を遂行する見込みがないとき。

(3) 事業実施にあたり新潟空港発着の定期路線及び国際チャーター便を利用しなかったとき。

(4) 虚偽の申請及びその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(5) 交付申請の内容と事業の実績内容が著しく異なるとき。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については空整協会長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。